

独立行政法人労働者健康福祉機構長期借入金実績

1. 平成24年度長期借入金に係る借入実績額の報告について

【平成24年9月・10月実績】(注1),(注2) (表1)

区 分	借 換(注1),(注2)	借 換(注1),(注2)
借 入 額	790,652千円	642,225千円
借 入 年 月 日	平成24年9月28日	平成24年10月1日
償 還 期 限	平成25年9月30日	平成25年10月1日
借 入 利 率	0.21750%	0.21750%
償 還 方 法	満期一括償還	満期一括償還

(注1)平成24年9月・10月の借入額として、平成24年9月13日厚生労働省発基安 0913 第1号にて認可。

(注2)借換額実績については、平成23年9月借入額(平成23年9月15日厚生労働省発基安 0915 第3号にて認可)の償還に伴う民間金融機関からの借換額。

2. 長期借入金計画における借入実績額について

(表2)

区 分	平成24年度計画(注3)	平成24年10月末実績
長期借入額	2,231,804千円	1,815,223千円
当年度新規借入額	0千円	0千円
借 換 額	2,231,804千円	1,815,223千円

(注3)平成24事業年度長期借入金の償還計画については、第72回労働部会(平成24年3月8日)において了承され、平成24年4月27日厚生労働省発基安 0427 第14号にて認可。

【第8回労働部会（平成16年2月12日開催）了承】

労働部会における長期借入金及び債券発行に係る 意見の取扱いについて

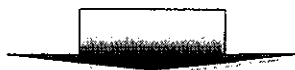
- 労働者健康福祉機構及び雇用・能力開発機構の長期借入金及び債券発行について、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（独立行政法人労働者健康福祉機構法第14条第3項、独立行政法人雇用・能力開発機構第15条第2項）。

また、当該長期借入金及び債券の償還計画についても、毎事業年度、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（労働者健康福祉機構法第15条第2項、雇用・能力開発機構第16条第2項）。

- 長期借入金及び債券発行については、通常、年度中数次にわたって行われることから、個別の認可の都度、部会の意見をいただく形に代えて、第8回労働部会における了承の下に、以下のような取扱いとすることとしている。

【労働部会における長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱い】

- ① 年度を通じた「長期借入金計画」及び「債券発行計画」について、あらかじめ、部会の了承をいただく（これらの「償還計画」と併せて審議）。



- ② 長期借入金及び債券発行の個別の認可に際しては、部会長において、部会が了承した長期借入金計画及び債券発行計画の範囲内のものであることを確認いただき、了承を得ることをもって、部会の意見をいただいたという取扱いとする。
また、当該了承事項については、直近の部会において報告する。



- ③ 仮に、長期借入金計画及び債券発行計画の範囲を超える事態が生じた場合には、改めて部会で審議をいただくこととする。

※ 長期借入金及び債券発行に係る意見については、厚生労働省独立行政法人評価委員会令、同運営規程等に基づき、部会の議決を評価委員会の議決とする事項とされている。